

埋蔵文化財包蔵地等照会票

※ 太枠内にご記入願います。照会場所の行き違いを防ぐため案内図の提出をお願いします。

照会日	平成 年 月 日	受付No.		
照会者	住所			
	会社名等			
	担当者名	TEL		
		Fax		
照会の方法	<input type="checkbox"/> 来館 <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> メール			
照会場所	塩尻市			
場所の現況	<input type="checkbox"/> 宅地（既存の建物 有・無） <input type="checkbox"/> 耕作地 <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> 荒地 <input type="checkbox"/> 道路			
	<input type="checkbox"/> その他（ ）			
理由	<input type="checkbox"/> 土木工事等にかかわる事前調査（工事の理由 ）			
	<input type="checkbox"/> 不動産取引等にかかわる事前調査			
	<input type="checkbox"/> 不動産鑑定評価			
	<input type="checkbox"/> 公共工事			
	<input type="checkbox"/> その他（ ）			

教育委員会回答欄

受付No.

<input type="checkbox"/> 周知の埋蔵文化財包蔵地に該当します。（遺跡名 ） 文化財保護法第93条に基づき、 土木工事着手の60日前まで に埋蔵文化財発掘の届出を平出博物館まで提出してください。 場合によっては発掘調査が必要になる場合があります。
<input type="checkbox"/> 近くに周知の埋蔵文化財包蔵地があります。 周知の埋蔵文化財包蔵地に近接しています。現時点での手続き等の必要はございませんが、工事中に遺物が見つかった場合は届出が必要となります。なお、事前に埋蔵文化財の有無を確認するための試掘調査を行うこともできますのでお問い合わせください。
<input type="checkbox"/> 周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しません。 現時点では届出等の必要はございませんが、工事中に新たに文化財を発見した場合は、ただちに塩尻市教育委員会（平出博物館）へご連絡ください。

【備考】 市教育委員会としての調査の可能性の見解 （※調査についての最終的な指示は、長野県教育委員会が行うため、市の見解と異なる指示となる可能性もあります。） <input type="checkbox"/> 本発掘調査 <input type="checkbox"/> 試掘調査 <input type="checkbox"/> 立会調査 <input type="checkbox"/> 現地確認後協議
--

※上記についての詳細をお問い合わせの際には、受付No.をお知らせください。